

車いす専用車貸出事業

豊明市社会福祉協議会では、車いす専用車の貸出事業を行っています。

◎ 事業の目的について

車いす利用者の日常生活の便宜、社会参加の促進が主な目的です。

◎ 利用できる人について

豊明市内在住の車いす利用者およびその家族と市内の社会福祉施設が送迎時を除き、車いす利用者が同乗する場合のみ利用できます。

◎ 利用するために必要な手続き

利用登録申請を行う必要があります。手続きは車いす利用者、または運転をする方が行えます。(運転される方の運転免許証、または免許証のコピーをお持ちください。毎年度手続きを行う必要があります。)

◎ 費用負担について

燃料費および車両維持費一部負担として10km毎に200円負担していただきます。10km未満の端数距離はすべて繰り上げて10kmとして計算します。(例、走行距離8kmの場合200円、走行距離32kmの場合800円)

◎ 利用予約と利用期間について

利用日の1ヶ月前から来館、または電話での予約を受け付けています。利用期間は連続で3日以内となっています(2泊3日の旅行等にも利用できます)。

貸出・返却時間が早朝、夜間または協議会の休業日の場合は利用期間の前後1日を追加することもできます。

利用目的に制限を設けていないので通院だけでなく買物、外食、旅行等にもご利用ください。



《問合せ先》

社会福祉法人 豊明市社会福祉協議会（総合福祉会館内）

豊明市新田町吉池 18 番地 3

Tel 0562-93-5051 Fax0562-93-3880

窓口日時

月曜日～金曜日 8:30～17:15

土曜日 8:45～17:15

（祝祭日・12月29日～1月3日を除く）